「囚人プレス時代」と呼ばれた植民地ジャーナリズムの草創	ル・ニュースも読者の注意をひいた。
った。	の商業広告、案内、そして決して多いとは言えないが、ローカ
ら金作りのために自分の妻を売りに出す広告までさまざまであ	ent General and Orders) が常に載せられた。船舶情報や一般
なかった。話題を呼ぶ記事とは、ブッシュレンジャーのことか	格から掲載されなければならなかった政府の公告 (Governm-
は総督命の政府公告を除き、政治ニュースはまったく報じられ	命に根ざしていた。 植民地新聞の 第一面には、 その 基本的性
が、宿屋や港湾での議論の共通話題となった。しかし、新聞で	通した性格は、オーストラリアが流刑植民地として出発した宿(3)
なった。新聞では掲載禁止となるような植民地政府の政治問題	直轄下に発行された新聞である。初期の植民地新聞における共
ると、訴訟問題は植民地人の 通俗の 気晴らしに 絶好の 材料と	目的とする」立場、すなわち、政府印刷人による、植民地政府
字に表れるよりも早く、植民地に広まった。裁判所が開廷され	の「政論や個人的批判の場を設けるつもりはなく、報道だけを
どのような場合でも、人々が興味を持つニュースは、新聞の活	四つの新聞しか現れなかった。いずれも『シドニー・ガゼット』
は、彼らにとって信じられぬほど高いものであった。そして、	一八二〇年代初期までに、オーストラリア植民地にはわずか
も食べる物を欲した。一部一シリングないし二シリングの値段しかしながら、植民地の読者はまず生きるために、新聞より	ー、はじめに

植民地ジャーナリズムへの一考察

- 一八二〇年代のオーストラリア新聞界

鈴

NII-Electronic Library Service

はない。 .	の間に「ブレスの自由」意識を芽生えさせたと言っても過言で	ラリアン』の出現は、そうした植民地人の考えを実現し、彼ら	成するための媒体を持つことを望む。独立新聞『ジ・オース	眏	ナリズムへの新段階に直面したのであった。	してきた新聞が、この時に至り、十八世紀から十九世紀ジャ	い換えれば、誕生以来植民地政府と順応むくに合体しつつ成長	会は、明らかに過渡的段階を迎えようとしていたのである。言	栄のきざしが見え始めていた。一八二〇年代に入った植民地社	の論調をとるような自由なプレスの存在なしに、ゆっくり	一挙に崩すものであった。植民地はその時までに、政府に反対	現は、植民地唯一の新聞『シドニー・ガゼット』の独占状態を	『ジ・オーストラリアン』(The Australian, 1824-48)の出	ις •	八二〇年代における植民地新聞界の動きを見逃すことはできな	の里程標であった」と言っている。この意味合いにおいて	八二四年という年は、オーストラリアに芽生えたプレスの自由	地ジャーナリズムに投げかけたのであった。ホールデンは、「一	「印紙税法」の制定をめぐって「プレスの自由」の概念を植民	この独立新聞の登場は検閲制度の廃止を促 し、「新 聞 紙 ;	其に終山名を打てのカーノニ四角の独立希腊の圣場でまで
	しる過言で	玩し、彼ら	オースト	し、世論を形		回紀ジャー	しつつ成長	である。言	い植民地社	くりと繁	政府に反対	至古状態を	1-48) の出		こはできな	やいて、	レスの自由	テンは、「一	低念を植民	岡紙 法」と	

二、独立新聞『ジ・オーストラリアン』の登場

「間、その裁断」で度は廃止され
へ不利益をもたらすということよりも、より生産的でかつ多
くの利益を生んだという意見を持つに至った。(傍点筆者)
この結果、オーストラリア植民地は検閲制度のない、新聞発
行に必要な登録の手続きもいらない自由地になったのである。
また、それはタスマニアにおいて、独立新聞の出現を促し、ア
ーサー副総督(George Arthur, 1784-1854)と新聞人との間に
し烈な闘争がくり広げられる要因ともなった。いずれにしても、
植民地ジャーナリズムが迎えたそうした新段階が、次に始まる
「プレスの自由」をめぐる植民地政府対ジャーナリズムの闘争
の静かなる前ぶれであったことに、一体誰が気づいていただろ
一八二三年法は、流刑植民地であったニューサウスウェール
ズを英領植民地に格上げし、タスマニアも前者から分離させ、
独立した同等の英領植民地にすることを認めた。そして、任命
制の立法評議会(Legislative Council)が設置されたが、法律
の施行や布告権利などのイニシアチブはまだ総督の下にあり、
その権力は立法評議会を上回るものが与えられていた。
一方、植民地の主席判事(Chief-Justice)はあらゆる法令を
英国法に照らし合わせて、それらが違憲でないかどうかの審査
権を持っていた。植民地最高裁は一八一四年に既に設置されて
いたが、総督から完全に独立したものではなかった。この一八

だろうか。 構成されるありさまであった。一八二三年法はその後各植民地 例えば、それは重い科料や禁固刑、投獄、そして訴訟が終了す 定は、まだ歴然とした影響を編集人らに与えていたのである。 持つと規定した。 立法評議会の設立 ある一八二三年法は、植民地がその実体を整えた時 せつ (obscenity)などを適用できた。 そして、新しい法律で 対して、 の誹毀罪(libel)の対象に置かれていた。この法律は出版物に 税の賦課などが、総督の助言の下に施行できることになった。 にも適用され、任命制の立法評議会の設立や法律の制定、地方 少なかれ英国のそれをモデルとし、刑事裁判の陪審員も軍人で les Wentworth, 1790-1872) は 『ジ・オーストラリアン』の創 の独立新聞を発刊した新聞人とは、どのような人物であったの るまでの費用の全額負担といった効果のある障害物で示された。 とができなくなったが、誹毀罪の適用とこの一八二三年法の規 も認められていなかったが、あらゆる印刷・出版物は、刑事上 二三年法により完全な独立性を与えられた法廷でさえ、多かれ さて、当時の英国法によれば、プレスに対していかなる検閲 さて、話を『ジ・オーストラリアン』に戻そう。植民地最初 事実、新聞の発行は政府のいかなる干渉によっても妨げると ウイリアム・チャールズ・ウェントワース (William Char-名誉棄損(defamation)や不敬(blasphemy)、わい 英国法に基づくあらゆる権利と慣習を 植民地

その男が『ジ・オーストラリアン』のもう」人の創刊者、ロ る一人の経験豊かな弁護士を連れ、シドニーに急きょ戻って来 なりつつあった。『ジ・オーストラリアン』のもう」人の創刊者、ロ っい日か植民地社会の教育制度の不十分さを知った父親は、ウ エントワースを英国に留学させた。それが彼の生き方を決めた。 での日か植民地の利益を促進することができるよう、固い決心 での日か植民地の利益を促進することができるよう、固い決心 での日か植民地の利益を促進することができるよう、固い決心 での日か植民地の利益を促進することができるよう、固い決心 でかっつの日か植民地の利益を促進することができるよう、固い決心 たってある。 、アースだが、「総督の気まぐれに順応することは、私の 経 験 や主義主張に不似合いである」と考えた彼は、一八二四年、あ る一人の経験豊かな弁護士を連れ、シドニーに急きょ戻って来 (1) 人の経験豊かな弁護士を連れ、シドニーに急きょ戻って来 の男が『ジ・オーストラリアン』のもう」人の創刊者、ロ その男が『ジ・オーストラリアン』のもう
rshal)に任命され、総督官吏として働ける立場にあったウェン的確に把握していた。一八一一年には憲兵司令官(provost ma-
や主義主張に不似合いである」と考えた彼は、一八二四年、あ、「ワースだが、「総督の気まぐれに順応することは、私の 経 験
その男が『ジ・オーストラリアン』のもう一人の創刊者、ロた。(5)(5)(5)
英国の名門トリニティ・カレッジで法律学を修め、ケンブリッバート・ワーデル(Robert Wardell, 1793-1834)である。彼は、(い)
ーデルが英国で実際に弁護士業を開いたかどうかはさておき、ジで法学博士号(一八二三年)を修得した博識者であった。ワ
四法学院のミドル・テンプルに入ったころから、ロンドンの夕

民地にこの時かけられたようであった。	もなく、『ステーツマン』を三千ポンドで売却。どうやら、 ワ	を発刊することで意見が一致したのではないか。ワーデルは間	おそらく、	による新検事総長(Attorney-General)への就職に失敗してい	かは、明らかでない。皮肉なことに、二人とも、一八二三年法	ウェントワースとワーデルの二人がどのように知り合ったの	桐集方針に強い影響を与えたことは言うまでもない。	行動が、やがて『ジ・オーストラリアン』の発刊、そしてその	ったと言明できる立場にいなかったのも事実である。こうした	してワーデルは、自分がそうした過激な論調に参画していなか	ワーデルがしばしば訴えられた。しかしながら、編集責任者と	神調をとったことと相まって、紙上に掲げられた記事のため、	を持っていたこと、コーベットが次から次へとはなはだ過激な	宮権を握るに至った。『ステーツマン』 自体が反政府紙の 歴史	コーベットとワーデルの共同所有となり、ワーデルは同紙の経	のった。一八二二年から二三年にかけて『ステーツマン』は、	ım Cobett, 1763-1835)の影響下に、ホイッグ党の御用新聞で	府を攻撃、『ステーツマン』は著名な新聞人コーベット(Willi−	周知のとおり、当時英国のラジカルペーパーはトーリー党政	った。 (ミミ) 刊紙『ステーツマン』(Statesman)の編集に加わるようにな
		どうやら、	を三千ポンドで売却。どうやら、一致したのではないか。ワーデルは	もなく、『ステーツマン』を三千ポンドで売却。どうやら、ワを発刊することで意見が一致したのではないか。ワーデルは間る。おそらく、偶然に知り合った彼らは、政府に対抗する新聞	☆く、『ステーツマン』 を三千ポンドで売却。どうやら、元刊することで意見が一致したのではないか。ワーデルはおそらく、偶然に知り合った彼らは、政府に対抗する新6る新検事総長(Attorney-General)への就職に失敗して	なく、『ステルサラント	なく、『ステルトワークシェントワー	なく、『ステキカー おそらく、『ステキャー おそらく、『ステキャー おんしん (1) いっぽう	なく、『ステル」で、「ステル」で、「大力」で、「シェントワー」で、「大力」で、「シェントワー」で、「なる新検事が、やかっした。	、すそ新明ン針、言ステキ 新明ン 針、言ステキ 検らりたい いちゅう しょう しんしょう うちょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひ	、すそ新明ン針、言ー 「スちんならってい」 「ステレン」	、すそ新明ン針、言ール 『ふら検らトにや明デがし っとく事かり強でたけ	、すそ新明ン針、言ールと 『ふら検らトにや明デがっ こく事かり強がでルした	、すそ新明ン針、言ールとて 『ふら検らトにや明デがっい っとく事かり強がでルしたた	く刊おる、ェ万がとワデをっを、すそ新明ン針、言ールとて握ったもうらん。や明デがったる。	く刊おる、エ方がとワデをっをベットする新明ン針、言ールとて握ットです。ならならというでいるという。	く 刊 お る 、 ェ 万 が と ワ デ を っ を べ た 、す そ 新 明 ン 針 、 言 ー ル と て 握 ッ 。 『ス ら 検 ら ト に や 明 デ が っ い る ト へ ス こ く 事 か ワ 強 が で ル じ た た て つ テ レ 、 % っ し い て き け ご て こ	く刊おる、ェ方がとワデをっをべた Obert, 17 、すそ新明ン針、言ールとて握ッ。 「スら検らトにや明デがっいるトー八」 スとく事かり強がでればアフロ	く刊おる、ェ万がとワデをっをべたひ攻 、すそ新明ン針、言ールとて握ッ。bbctt, 17 ころら検らトにや明デがっいるトー(t, 17 こく事かり強がでれした。 テレ、ジャーン	「すそ新明ン針「言」ルとて姪ッ」と 撃の 「えら検らトにや明デがっいるトー tt、と えこく事かり強がでルしたたにと八 17 テレ、終っ」いてきけばこころ ロニ 17

「プレスの自由を最大限に許容することを試みるのが最善策で

自由なプレスとは最も合法的で、同時に最も強い武器でだろう。	新聞の有効性と実益に疑問を抱く者など、一人としていない	植民地がそのエネルギーを拡大していく中で、独立した	とも、考慮すべき事柄を整理できたであろう。	るいはそれから何らかの利益を導き出そうなどと画策しなく	たりに注目するならば、自由なプレスの発刊を助けたり、あ	まった。もしわれわれがこの植民地が存立してきた時代の隔	などを考えたあまり、どうやら古くさいこしらえとなってし	のようにひくか、あるいはどのような紙面作りが喜ばれるか	われわれは、本紙の重要性を説いたり、読者諸兄の関心をど	『ジ・オーストラリアン』の創刊第一号を発刊するにあたり、	二コラムにわたり掲げられた。	パラマッタ農業協同組合の議事報告に続き、「創刊の趣旨」が約	船舶の出入港情報といったものが見られる。第二面には社説、	府発布の一般命令や布告などが掲げられ、以下、 競売 の案内	『ジ・オーストラリアン』の創刊号の第一面には、植民地政	行ったのである。	え、一人のジャーナリストも置かず、すべてを自分たちの手で	1821) やアンドャー・ベンチ (Andrew Bent, 1790-1851) やゎ	ジャーナリズムの始祖ジョージ・ハウ(George Howe, 1769-	作ることよりも、まず印刷業務に専念した。オーストラリア・	リストとしての意識は極めて低いものであった。彼らは新聞を
-------------------------------	-----------------------------	---------------------------	-----------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	----------------	-------------------------------	------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	----------	------------------------------	--	--------------------------------------	------------------------------	------------------------------

ブリスベーン総督は『ジ・オーストラリアン』の登場に対し、i 「ブリスベーン総督	は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。の総称から選ばれた。これに対抗してか、『シドニー・ガゼット』	ォーリー(Lachlan Macquarie, 1761-1824)が命じた植民地全域た 『シ・オーストラリアン』 という題号は 一五代総督マック	-ス、地方裁判所の裁判抄録、ゴシップ記吏		されるものではない。(傍点筆者)	採用されることもあるだろうが、われわれの言行一致は非難	評した見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラムに	表れる意見の原則に責任を負うものと考える。われわれが論	るあらゆる記事に付帯する。中でもわれわれは、社説記事に	法的責任は、『ジ・オーストラリアン』 紙上に発表 され	なく、われわれの仕事を遂行する。	使う者や組織的な反逆者、あるいは権力者に代弁されること	好意や恐怖に動じるものではない。われわれは、おべっかを	なことであるが、それは放とうという意味でないとは、	圧の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立自由
		は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。の総称から選ばれた。これに対抗してか、『シドニー・ガゼット』	は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。の総称から選ばれた。これに対抗してか、『シドニー・ガゼット』ォーリー(Lachlan Macquarie, 1761-1824)が命じた植民地全域た 『ジ・オーストラリアン』という選号は、 五代総督マック	は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。の総称から選ばれた。これに対抗してか、『シドニー・ガゼット』ォーリー(Lachlan Macquarie, 1761-1824)が命じた植民地全域た。『ジ・オーストラリアン』 という題号は、 五代総督マックュース、地方裁判所の裁判抄録、ゴシップ記事などで埋められ	は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。の総称から選ばれた。これに対抗してか、『シドニー・ガゼット』オーリー(Lachlan Macquarie, 1761-1824)が命じた植民地全域た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックた。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックた。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックた。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックた。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックた。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マット	は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。の総称から選ばれた。これに対抗してか、『シドニー・ガゼット』た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックた。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックた。『シ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックされるものではない。(傍点筆者)	は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。 っース、地方裁判所の裁判抄録、ゴシップ記事などで埋められた。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックた。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックた。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックた。『シ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックがよりりー(Lachlan Macquarie, 1761-1824)が命じた植民地全域があれるものではない。(傍点筆者)	は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。 なりの紙面は、英国や南アフリカの新聞からの抜粋、海外ニュース、地方裁判所の裁判抄録、ゴシップ記事などで埋められた。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックた。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックた。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マックに新した見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラムに評した見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラムに	は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。 がした見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラムに がした見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラムに がした見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラムに がした見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラムに がんした。これに対抗してか、『シドニー・ガゼット』 た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マック た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マック た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マック た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マック た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マック た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マック た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マック	は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。 なれる意見の原則に責任を負うものと考える。われわれが論 がした見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラムに がした見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラムに がりの紙面は、英国や南アフリカの新聞からの抜粋、海外ニ ュース、地方裁判所の裁判抄録、ゴシップ記事などで埋められ た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マック た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マック た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マック た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マック は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。	「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになっ 「かから選ばれた。これに対抗してか、『シドニー・ガゼ にした見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラ した見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラ にれるものではない。(傍点筆者) 「リー (Lachlan Macquarie, 1761-1824)が命じた植民地 れるものではない。(傍点筆者) にた見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラ にした見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラ にれるものではない。(傍点筆者) にした見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラ にした見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラ にたいうしてい、『シーズ」のモットーを掲げるようになっ	「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになっ 「ジ・オーストラリア」のモットーを掲げるようになっ 「ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マ 「ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マ 「ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マ 「ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マ 「シ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マ くりの紙面は、英国や南アフリカの新聞からの手紙がコラ にれるものではない。(傍点筆者) した見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラ にした見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラ にした見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラ にの紙面は、英国や南アフリカの新聞からの抜粋、海 いるものではない。(傍点筆者)	は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。 い…法的責任は、『ジ・オーストラリアン』 紙上に発表 され るあらゆる記事に付帯する。中でもわれわれは、社説記事に 探用されることもあるだろうが、われわれの言行一致は非難 されるものではない。(傍点筆者) そりの紙面は、英国や南アフリカの新聞からの手紙がコラムに 採用されることもあるだろうが、われわれの言行一致は非難 されるものではない。(傍点筆者) は「先進オーストラリアン』という題号は、五代総督マック オーリー (Lachlan Macquarie, 1761-1824)が命じた植民地全域 の総称から選ばれた。これに対抗してか、『シドニー・ガゼット』	は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。 い…法的責任は、『ジ・オーストラリアン』 紙上に発表 され るあらゆる記事に付帯する。中でもわれわれは、おべっかを なく、われわれの仕事を遂行する。 法的責任は、『ジ・オーストラリアン』 紙上に発表 され るあらゆる記事に付帯する。中でもわれわれは、社説記事に 表れる意見の原則に責任を負うものと考える。われわれが論 辞した見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラムに 採用されることもあるだろうが、われわれの言行一致は非難 されるものではない。(傍点筆者) た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マック オーリー (Lachlan Macquarie, 1761-1824)が命じた植民地全域 の総称から選ばれた。これに対抗してか、『シドニー・ガゼット』	は「先進オーストラリア」のモットーを掲げるようになった。 なことであるが、それは放とうという意味でないとは、 にた。『ジ・オーストラリアン』紙上に発表 され るあらゆる記事に付帯する。中でもわれわれは、おべっかを なく、われわれの仕事を遂行する。 れい…法的責任は、『ジ・オーストラリアン』紙上に発表 され るあらゆる記事に付帯する。中でもわれわれは、社説記事に それる意見の原則に責任を負うものと考える。われわれが論 なれるものではない。(傍点筆者) た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マック たるしではない。(傍点筆者) にたるものではない。(傍点筆者) は「先進オーストラリアン』のモットーを掲げるようになった。
田の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立―― 自由 た。『ジ・オーストラリアン』という題号は、五代総督マック オーリー (Lachlan Macquarie, 1761-1824)が命じた植民地全域 されるものではない。(傍点筆者) こ、ブレスの自由 三、ブレスの自由	年の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立――自由 なことであるが、それは放とうという題号は、五代総督マック なく、われわれの仕事を遂行する。 こース、地方裁判所の裁判抄録、ゴシップ記事などで埋められ それる意見の原則に責任を負うものと考える。われわれは、おべっかを なく、われわれの仕事を遂行する。 こことであるが、それは放とうという意味でない い…法的責任は、『ジ・オーストラリアン』紙上に発表 され るあらゆる記事に付帯する。中でもわれわれは、おべっかを なく、われわれの仕事を遂行する。 に が用されることもあるだろうが、われわれの言行一致は非難 されるものではない。(傍点筆者) されるものではない。(傍点筆者) されるものではない。(傍点筆者) されるものではない。(傍点筆者)	正の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立 自由 正の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立 自由 たいです。	残りの紙面は、英国や南アフリカの新聞からの抜粋、海外ニ なことであるが、それは放とうという意味でないとは、 がした見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラムに 採用されることもあるだろうが、われわれの言行一致は非難 される意見の原則に責任を負うものと考える。われわれば、おべっかを がした見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラムに なく、われわれの仕事を遂行する。 法的責任は、『ジ・オーストラリアン』紙上に発表 され るあらゆる記事に付帯する。中でもわれわれは、おべっかを されるものではない。(傍点筆者)	日本 「「「「」」」」 「 」」 「 」」 「 」」 」 「 」」 」 「 」」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」	採用されることもあるだろうが、われわれの言行一致は非難 好意や恐怖に動じるものではない。われわれれ、おべっかを 好意や恐怖に動じるものではない。われわれは、おべっかを なく、われわれの仕事を遂行する。 法的責任は、『ジ・オーストラリアン』紙上に発表 され 法的責任は、『ジ・オーストラリアン』紙上に発表 され たりょうした独立	評した見解に影響を与えるような読者からの手紙がコラムに使う者や組織的な反逆者、あるいは権力者に代弁されることであるが、それは放とうという意味でない――とは、「ジ・オーストラリアン』紙上に発表 され法的責任は、『ジ・オーストラリアン』紙上に発表 され法的責任は、『ジ・オーストラリアン』紙上に発表 されたい。われわれは、おべっかを好意や恐怖に動じるものではない。われわれは、おべっかをなことであるが、それは放とうという意味でない――とは、圧の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立――自由	表れる意見の原則に責任を負うものと考える。われわれが論をする。中でもわれわれは、社説記事に使う者や組織的な反逆者、あるいは権力者に代弁されること好意や恐怖に動じるものではない。われわれは、おべっかを好意や恐怖に動じるものではない。われわれは、おべっかを正の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立――自由	るあらゆる記事に付帯する。中でもわれわれは、社説記事に使う者や組織的な反逆者、あるいは権力者に代弁されること好意や恐怖に動じるものではない。われわれは、おべっかを好意や恐怖に動じるものではない。われわれは、おべっかを正の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立―― 自由	法的責任は、『ジ・オーストラリアン』 紙上に発表 され使う者や組織的な反逆者、あるいは権力者に代弁されること好意や恐怖に動じるものではない。われわれは、おべっかをなことであるが、それは放とうという意味でないとは、圧の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立自由	なく、われわれの仕事を遂行する。使う者や組織的な反逆者、あるいは権力者に代弁されること好意や恐怖に動じるものではない。われわれは、おべっかをなことであるが、それは放とうという意味でないとは、圧の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立自由	使う者や組織的な反逆者、あるいは権力者に代弁されること好意や恐怖に動じるものではない。われわれは、おべっかをなことであるが、それは放とうという意味でないとは、圧の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立自由	好意や恐怖に動じるものではない。われわれは、おべっかをなことであるが、それは放とうという意味でないとは、圧の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立自由	なことであるが、それは放とうという意味でないとは、圧の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立 自由	圧の権力をも抑える働きをする。言行一致した独立自由	

をもた	多いに疑問が残る。ニューサウスウェールズ、タスマニア、ひ
ややか	しかしながら、ブリスベーン総督が名誉視されることには、
1858)	プレスの創刊を立証してくれた閣下の誠実さ」を賞賛した。
一 八	コラムを公開する機会を与えてくれたことに感謝し、「自由な
ii	ゼット』も、総督が「公平かつ合法的な討論のため」に同紙の
	設けるつもりはない」と言わざるを得なかった『シドニー・ガ
の自由	らゆる感謝の言葉でにぎわった。創刊時には「政治論争の場を
その誉い	された晩さん会の席は、彼がプレスを解放したことに対するあ
を与える	一八二五年十月、植民地を去るブリスベーン総督のために催
史的結	り何らかの問題に悩むことなどなかったからである。
はなく、	ずである。検閲制度を廃止したブリスベーンは、その裁断によ
を持たれ	いたいものだ」と、総督は自信に満ちて語った。それもそのは
ころ、ゴ	う。大胆にもこのパラジウムを取り除くような余の後継者に会
を導き	「余は、植民地にこのうえない特典を与えたことを誇りに思
確かに	貢献したとみなすようになった。
この	め、ニューサウスウェールズ植民地の発展に計り知れないほど
うか。	に、総督は自分自身を植民地の「偉大なる恩恵者」だと思い始
ウェン・	方がよほどました」(傍点筆者) と非難された 事実とは対照的
の独立	れならば、ニューゲイトでラジカルペーパーの発行を許可した
新聞用紙	の検閲を廃止したブリスベーン卿のばかげた処置に拠る!(そ)
リスベ	計を営む者や紳士たちの住む所ではない。これすべて、プレス
の自由	本国の態度を示したわけではなかった。「植民地は独立し た 生
いては	ある」と考えた。しかし、それは、植民地のプレスに対する英

ダーリング総督と新聞

もたらした前任者に対する彼らの誤った過大評価によるものやかな出迎えを受けたのは、言うまでもなく、プレスの自由58)が植民地に到着した。赴任当時彼が植民地の人々から冷一八二四年末、 ダーリング 新 総 督(Ralph Darling, 1775-

ば、発行することはできない。	一、いかなる新聞も、総督に申請されそして許可されなけれ	旨であった。	唆した。立法評議会へ提出されるべき法案とは、次のような主	植民地のプレスを規制する法案を植民地議会に提出するよう示	った処置を厳しく非難した。続いてバザースト伯は総督に対し、	する者は一人もいない」のであり、前任者のブリスベーンがと	集人が要求している、絶対的な決定権を与えることなどに賛成	でさえ、総督が私のところに送って来た、新聞発行に関して編	たものと思われる。バザースト伯の言葉を借りれば、「英 国 内	からの書簡が、ダーリングのその後の基本的な考えを作り上げ	月十二日付バザースト伯(Earl Henry Bathurst, 1762-1834)	よう指示したのは、しごく当然のことであった。一八二五年七	が総督に対し、プレスをコントロールすべき法律の制定に動く	となど、英国議会が賛成するはずはなかった。従って、英国議会	英領ニューサウスウェールズ植民地でプレスが自由であるこ	時間がかかった。	かに違ったものではあったが、それが表面に現れるまで今少し	あったかもしれない。事実、ダーリングの考えは前任者と明ら	新総督の政策は客観的にみて、中庸というよりむしろ保守的で	激な反政府新聞とは思っていなかったようだ。プレスに対する	知る由もない。それでも彼は、『ジ・オーストラリアン』 を過	であった。 ターリングが最初それをどのように感じていたかに
----------------	-----------------------------	--------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	--------------------------------	------------------------------	---	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	----------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

講じたか。ウェントワースとワーデルの二人は、うまく彼らのこれに対し、『ジ・オーストラリアン』はいかなる対抗 策 をいに備えるかのようであった。 動育に 間前に居せなく ひそかえそでおそうごしこの自日との員
動は、眼前て間もなくひるがえるであろうプレスの自由との闘エマンシピストと常に対立する様相を呈した。そうした彼の行
とおり、新総督は上級者側のエクスクルージョニスト派につき、と囚人からなるエマンシピストのグループである。予想された
め
よようら、軍しと含めこ女母愛しらり「エクスクレーショニスところで、当時の植民地社会には、二つの階級が存在した。
ようだ。
ゆらなこうと見過するこかと果せられるべきもり、と解釈してを今すぐ実行しなければならないとみなしたわけでなく、あら
に考え始めたようである。ただ、この時点で彼はそうした指示
行には総督の許可と印紙税を必要とする法律の議会提出を真剣
バザースト伯のとの助言によりダーリング総督は、新聞の発
あり、引き続き発行される各号にも印紙税が課せられる。
四、英国国内と同じく、新聞には印紙税が課せられるべきで
される。
や誹毀罪に問われた場合、その事実によってすべてはく奪
三、この許可証は、発行者、印刷人あるいは所有主が不敬罪
るべきでない。
二、発行許可証は、発行日から一年以上にわたり有効とされ

われわれは長い間、本紙を一週間に二回発行する企てを持記事を掲げた。
111日本11日本11日本11日本11日本11日本11日本11日本11日本11
し、しばしば世論の非難を浴びるようになった。
足の時代から向上期に入ると、植民地政府は多くの欠点を露呈
派は、民事裁判の開廷を強く要求した。自由民が増え、自給自
できたが、実際にはめったに行われなかった。エマンシピスト
をとる刑事裁判と違って、民事裁判は両者の合意があれば開廷
アン』は行政府者への糾弾を始めたのである。軍人の陪審員制
す世論のオピニオン・リーダーを意味し、『ジ・オーストラリ
に立つであろうと思われた、選挙による自治政府の樹立を目指
動き始めた時期と一致する。それは、エマンシピスト派が優位
しば参加し、植民地のニマンシピスト派の指導者として活発に
実に変わっていくのも、ウェントワースが政治集会などにしば
た『ジ・オーストラリアン』だが、それが少しずつ、そして確
就任当初のダーリングには、比較的穏やかな論調をとってい
のために有利な世論を生み出す要因となったのである。
知識を持っていた。そうした豊富な経験が、エマンシピスト派
ワーデルは編集の経験があり、プレスに関する法律にも十分な
て活躍できるよう、植民地社会の複雑な状況に応じていった。
ースが市民の完全な自由権を獲得するための闘争の指導者とし
エマンシピストの熱望を代弁する媒体に作り上げ、ウェントワ
責務を分担したと言える。彼らは、『ジ・オーストラリアン』を

てきたことに気づいていた。ダーリングはあらゆる観点かれ、ないにスチャオーない。
に何らかの手を打たねばならね、という考えが自分を支配し始
ダーリングはこのころまでに、プレスをコントロールするため
れたのとは対照的に、政府からそれほどとがめられなかった。
(Edward Smith Hall, 1786-1860) がしばしば厳しく処分さ
聞『モニター』(Monitor, 1826-40)の編集・発行人ホール
ワーデルは、植民地二番目の独立新聞として登場した週刊新
一部一シリングの価格は据え置かれた。
年四月初めから、水・土曜日の週二回発行されるようになった。
この計画はやや遅れたが、『ジ・オーストラリアン』は 二 六
リアン』編集者の産物できある。(傍点筆者)
それは時代とペンに 相応するものであり、『ジ・オーストラ
性を教唆するのと同時に、後者は精神力を拡大するだろう。
中心を純粋な文学までに結びつけることにある。前者が独立
益機関とは、単に議論の場以上のものに新聞を高め、論争の
関としては多くの点で非常に不完全なものである。民衆の利
え、週刊新聞は情報の収縮された媒体であり、民衆の利益機
ってきた抑圧も朽ちてきた。極めて完全な形になったとはい
系に既に入り込んだ。その結果、微弱な専制君主が様々に行
は、かつて植民地に流行した狭い物の見方や古くさい思考体
と言える。本紙を通じてわれわれが表明した「独立の原則」
た。その間の発展は、これすべて皆様方のご愛顧のたまもの
っていた。既に二十五週もの間、われわれは読者に接してき

や遅れてこの論争に加わり、ワーデルやウェントワースらに賛	『モニター』のホールも、『ジ・オーストラリアン』 より や	る。	えれば、彼が総督側に味方しなければならなかった理由がわか	刷人」(King's Printer)の肩書きを欲しがっていたこと等を考	業務に携わる立場であったこと、さらに彼がこの時期「王立印	他方、ハウが政府印刷人であり、政府所有の印刷機そして印刷	兵士に多分に同情めいたものを感じていたことも事実である。	・ハウ自身父親がもともと囚人の出であったから、この二人の	論調をとったのは言うまでもない。しかし、編集人のロバート	『シドニー・ガゼット』が政府御用新聞の立場から、親政府	ング総督の関係は、まさに決定的な決裂の時を迎えたのである。	ただした。こうして、ワーデルらを中心とした新聞界とダーリ	かえられ、サッズを死に至らしめたとして、その違法性を問い	処罰を非難、さらに、流刑の判決が総督の自由意志によりすり	『ジ・オーストラリアン』を使ってワーデルは、厳しすぎる	に好意的な立場を保守した。	ン』や『モニター』の記事を引用して攻撃すれば、後者は総督	者がウェントワースのパンフレット類、『ジ・オーストラリア	イッグ党とトーリー党の新聞の争い種の一つにさえなった。前	に追求し、彼を酷評した。この事件は英本国にまで波及し、ホ	意外な方向に転じた。新聞はダーリングを殺人犯として執よう	事件は、サッズが鉄の鎖をつけられたまま獄死するやいなや、
------------------------------	-------------------------------	----	------------------------------	--------------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------	---------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

植民地の立法評議会よりも英本国議会を通しての立法化がよりレス規制法の提出を真っ向から非難した。当初ダーリングは、
にいた。同年十二月一日フォーブスが総督にあてた書簡は、プ
国法に違反していないかどうか、証明しなければならない立場
1784-1841)は前述したように、提案されたあらゆる法令が英
述 べ て いる。 当時の主席 判 事フォーブス(Francis Forbes,
うであれプレスを規制する法律の制定を急がねばならない、と
年十二月四日付書簡でダーリング総督は、主席判事の意見がど
書記官ヘイ (Robert William Hay, 1786-1861) への一八二六
をした。本国からの勧告は既にあったし、時機も良かった。
すなわち、プレスを規制するための法律の立法化を早める決意
ン事件の結果、ダーリングは当初考えていたよりも彼の判断、
るための闘いであったと考えてよいだろう。サッズ=トンプソ
ダーリング総督と植民地新聞人の論争は、プレスの自由を守
ⅲ 「新聞紙法」と「印紙税法」
府官報」の発刊が考えられるようになったことである。
は別の機関で報じられるべきだ」との意見が強まり、純粋な「政
度は、「一般命令や政府通達は、一般ニュースを 掲げる新聞と
つけ加えるべきことは、こうした自由なプレスの反政府的態
ズ(Attwel Edwin Hayes)も科料と禁固刑の目にあった。
ルは幾度も誹毀罪に問われ、ワーデルの後を継いだ編集人へイ
同して、総督を非難するキャンペーンをはった。そのためホー

そ規制する法案を英国議会に提出したならば、しばらくの間それに反対するものは誰もいないだろうと予測した。そのため、 市八二七年四月二日、総督はフォーブスに草案の評議会提出 一八二七年四月二日、総督はフォーブスに草案の評議会に た」と「印紙税法」であった。この二法案の議会であった。すなわち、プレスの自由を抑制する法案を 定溜れてしまい、編集人によってゆがめられた見解を出されたしま に溜れてしまい、「当地では プレスの自由を抑制するための「新聞 ないち、テレスの自由を抑制するための「新聞 ないてしまい、「当地では プレスの自由を抑制するための「新聞 なから二法案の提出を通達されたフォーブスは、 (10) など、の方法をとらねば手遅れになる」と痛感したから に溜れてしまい、「当地では プレスに関することはすべて 露見 に溜れてしまい、「当地では プレスに関することはすべて 露見 につしまに、「当地では プレスに関することはすべて 露見 に溜れてしまい、「当地では プレスに関することはすべて 露見 など、そのため、「内大臣によって勧告された法案の など、 なからこ法案の提出を通達されたフォーブスは、 健 してしまい、「当地では プレスに関することはすべて 露見 してしまい、「当地では プレスに関することはすべて 露見 につしました。「場面もあったからだ。 など、 など、 なべていることなどに携わりたくなかった」 など、 ないと、 ないと、 ないと、 ないた、 ないた、 ないた、 ないた、 ないた、 ないた、 ないた、 ないた、 ないた、 ないた、 ないた、 ないた、 ないた、 ないた。 ないた、 ないて、 ないた、 ないた、 ないた、 ないた、 ない、 ないた、 ないた、 ないた、 ないた、 ないた、 ない、 ないた、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない
--

な行為をとることを、できれば避けたかったのではないか。

レスをコントロールする野望を抱いていたダーリング総督の二

った。一方、「印紙税法」 はまだ課税額が記入されていなか っ
く、翌二十五日議会を通過、五月一日から施行されることにな
付された。最初に提出された「新聞紙法」案は特別な審議もな
四月二十四日、二法案は、七人の委員からなる立法評議会に
試課税額の 個所を空白にしたまま返送した。
だ再考する余地があり、後に改めて裁可しようと考えたからか、
認の意向があることを伝えた。しかし、「印紙税法」 の方は ま
える最初の六カ条を拒否する一方、残り二二カ条に関しては承
ら成る「新聞紙法」のうち、総督の助言によりいつでも執り行
十六日付総督への書簡で、フォーブスは提出された二八条か
る」(傍点筆者)と、最後通告を発した。
の法案が通過しなければ、私自身の裁断に委ねられることにな
とができない、とフォーブスに答えた。そして、「もしこれら
きの間本国議会で審議もされないような法案の結果など待つこ
の安全を損なうものであり、そうした状況下において、何か月
が急いでいる理由として、現在のプレスの放とうは植民地社会
の承認を拒否した。このため、一日おいた十四日、総督は自分
ところが、翌十二日付書簡でフォーブス主席判事は、それら
案は提出され、反対の者は誰もいなかった。
委員会(総督、副総督、大執事、植民地書記官らが出席)に法
ある」と述べた。フォーブスは欠席したが、同日開かれた行政
「判事の承認後、遅延なく立法評議会の審議に付するつもりで
十一日付書簡で総督は、再びフォーブスにその承認を催促し、

来にわたる長い道のりの結果でもあった。 その二法成立直前に創刊されたハローラン (Lau Halloran, 1765-1831)の週刊新聞『グリナー』 Halloran, 1765-1831)の週刊新聞『グリナー』
nes Halloran, 1765-1831)の週刊新聞『グリナー』(Gleaner,
この二法成立直前に創刊されたハローラン (Laurence
実行した。
日
た。『モニター』
ed by the Proprietor Dr. Wardell."と書き換えなければならな
"George St., Sydney, Edited, Printed and
the
巻き込んでの植民地新聞界は、この大きな破紋に明らかに動揺
そうした状況下で、「印紙税法」 のみならず 「新聞紙法」を
得工作を続けた。
められた。「印紙税法」の効力が発揮するまでの約三週間 と い
実行されるはずであった。違反すれば、二〇ポンドの科料と定
必ず支払われた旨明記し、貼付されなければならないなどが、
刷されるあらゆる新聞には四ペンスが課税され、その紙面上に
九条からなる「印紙税法」は施行されれば、植民地で
違反の場合、二〇~一〇〇ポンドの罰金が課せられた
新聞の印刷人あるいは編集人、所有主の名前の明記などが規定
なる者も政府の許可がなければ新聞の印刷・
既に効力を発揮していた「新聞紙法」は二二条からなり、い
年余にわたる長い道のりの結果でもあった。

を持つ。これを禁ずることは、プレスの自由を破壊することで 面前で彼が思うところの考えを表すことができる明 白 な 権 利 こされることからの自由ではない。あらゆる自由人は、公衆の かなる事前の抑制もしないことである。出版後に刑事訴訟を起 備えていなければならない。もしそうした事柄のどちらかひと 境がその存在を認めるような法律と一致すること――を事前に て、この二法案の矛盾は事実なのである」と述べ、三つの不適 つでも欠落していたならば、主席判事の機能は働かない。そし 告白した。事実、この二法案は、植民地に育ち始めた独立新聞 月は生き残るかもしれないが、そう長くは続かないだろう」と ラリアン』 はそのその豊富な収入源に 物をいわせ、 二、 三か リナー』はほとんど打ち死にしたに違いない。『ジ・オ ー スト 財政面の憂慮を如実に表した。ハウ自身、「『モニター』と『グ ガゼット』でさえ、それまでの週二千部もあった発行部数を六 害する植民地政府に遺憾の意を表した。政府側の『シドニー・ 号は死亡通知に使う黒ワクで紙面を囲み、「プレスの自由」を侵 点を指摘した。まず、「プレスの自由とは、 二つの条件――それが英国法と矛盾しないことと、植民地の環 を戻そう。フォーブスは、「主席判事の承認のためには、法案が を完全に破滅に追いやろうとしていた。 百部に減らしても、年一千二百ポンドの損失が出るだろうと、 1827.4-9)は、五月十日付で早くも休刊宣言を出し、六月一日 再び、ダーリング総督とフォーブス主席判事のやりとりに話 出版物に対してい

.

フォーブスの口調は、主席判事である彼の「威」信を傷つけらか?(主席判事ではないのか?)(2000年))のです。 その法律に違反した場合の判断は一体誰に委ねられるの
れは総督の手によるものか、あるいは法律により決められるの素的のための言語か言されるのか?「またもしそうならは」そ
りたう) 力量が Factory かった たいしょう だんれい おうざい 界の下に許可証は発行されるのか? いかなる範囲で公
規判の
グ総督に投げかけた。
い切れるわけがない、と主張した。
審理された事実もないうちに、それらが不十分であるで有てたの注筆が通りませたとした。この兼与
つ曲で可かっと律が適用 m れ こ にはない、そつ 吉思、 を国と指摘した。そして、プレスの弊害を阻止するためにかつてこ
ないが、それが法律改正の必要にすぐ直結するものではない、
第三に、植民地におけるプレスは放とうでないとは言い切れ
する危険性をはらんでいた。
おらず、行政委員会の助言の下に総督が許可証を容易にはく奪
いるのに対し、植民地の「新聞紙法」はそうした原則を含んで
次に、自然法に基づいた英国法が審理される権利を保証して
志の下に置かれていると非難した。
が公共の仕事につくことの権利をせばめ、それが政府の自由意
80)の言葉を引用し、政府の許可証を必要とするのは、自由人
ある」とのブラックストーン判事(William Blackstone, 1723-(??)

•

<迚>< (→) Sydney Gazette and New South Wales Advertiser (1803.3.5~1842.11.20), Derwent Star and Van Diemen's Land Intelligencer (1810, 1811~12), Van

87

.

NII-Electronic Library Service

9 8 っ 今 ン 正 作	7 6 t t 8 B 3	(5) II A	(4) の ぷ 塩 例 え 府 け	(3)(2) 图は示植SR()
「タスマニア」は一八五六年からの正式名称で、それ(4 Geo. IV, xcvi, July 19, 1823) 正式には「ニューサウスウェールズ及びバンディーメ	Brisbane to Bathurst, Jan. 12, 1825, Historical Re- cords of Australia, Ser. I, Vol. VI, pp. 470-71.	 2 vols. (Mellbourne University Press, 1939), Vol. II :For the Penal Scttlement Era 1804-1828, p. 137. Holden, W. S., "Australia," Lent, J.A., ed., The Asian Newspapers' 'Reluctant Revolution' (Iowa: Asian Newspapers' 'Reluctant Revolution' (Iowa: Iowa State University Press, 1971). p. 120. 	Giblin, R.W., The Early History of Tasmania, なめら一人の手で行われた。 におしても、一ポンド分手に入らなかった。 がしても、一ポンド分手に入らなかった。 ためら一人の手で行われた。	恩赦で許されたもと囚人であった。そして、印刷機をは一切許されなかった。また、政府印刷人の多くは、示したばかりでなく、検閲下で反政府論調をとること「Aleporter (1816.5.11, 6.1~1824). Sydeney Gazette, Mar. 5, 1803 Sydeney Gazette, Mar. 5, 1803

2221 20 $\widehat{15}$ 14 <u>19</u> <u>17</u> <u>16</u> 13 ij $\widehat{10}$ 18 12 Sydney Gazette, Oct. 24, 1825. Meaney, op. cit., isbane and the Freedom of the Press in NSW: Judge Field to Marsden, May 13, 1827, Marsden Ibid. Ibid. A Statistical, Historical and Political Description ADB, op. cit., Vol. II, p. 571. Ibid., pp. 570-72. ADB, op. cit., Vol. II, pp. 584-85. of the Colony of New South Wales and its de-Papers, FMU/1627. Meaney, F.J., "Governor Br-Brisbane to Crawford, May 13, 1825, Brisbane The Australian, Nov. 14, 1824. Wicks, J.M., "Aspects of the Colonial Career of pendent Settlements in Van Diemen's Land..... Clark, C.M.H., Select Documents in Australian Australian Dictionary of Biography (MUP), Vol. 1824-25," ADHS Journal, No. 12, 1969, p. 73. Papers, p. 462. Society Journal, No. 16, 1973, pp 1-17. R. Wardell," Armidale and District Historical 1950-55), Vol. I, pp. 405-406. (London, n.p., 1819). History, 2 vols. 以前は「バンディーメンズランド」として知られた。 II, pp.582-89. (Sydney: Angus & Robertson,

23

p. 74. Ibid.

Diemen's Land Gazette and General Advertiser

- (25) Ibid.
- (26) Ibid.
- $(\overset{\text{(2)}}{\simeq})$ The Australian, Mar 31, 1825.
- (2) Houge, J.A., "Governor Darling, the Press, and the Collar," Journal of Royal Australian Historical Society, Vol. 2, Part 12, 1907-09, pp. 308-23.
- (즶) Ferguson, J.A., "The Howes and their Press," JR-AHS, Vol. 13, Part 6,1937, pp. 359-61.
- (였) Bannister to Darling, June 19, 1826, *HRA Ser.*], Vol. XII, pp. 440-43.
- (31) Ibid.
- (없) Forbes to Darling, Dec. 1, 1826, *HRA Ser.* I, Vol. XII, pp. 727-29.
- (3) Darling to Hay, Dec. 4, 1826, ibid., pp. 725-26. (중) Extract from Minute No. 21 of the Executive Council, ibid., p. 729.
- (55) 1. An Act for preventing the Mischiefs arising from the printing and publishing Newspapers, and Papers of a lilke nature, by persons not known, and for regulating the printing and publication of such Papers in other respects and also for restraining the Abuses arising from the Publication of Blasphemous and Seditions Libels. (8 Geo. IV, No. 2)

2. An Act for imposing a Duty upon all Newspapers and Papers of a like nature printed to be

dispersed and made public. (8 Geo. IV, No. 3)

- (3) Note 71, HRA Ser. I, Vol. XIII, p. 857.
- (5) Forbes to Darling, Apr. 2, 1827, ibid., p. 279.
- (였) Darling to Hay, Mar. 27, 1827, ibid., pp. 206-208. (였) Forbes to Darling, Apr. 12, 1827, ibid., pp. 280-
- 81.
- (4) Darling to Forbes, Apr. 11, 1827, ibid., pp. 279-80.
- (국) Darling to Forbes, Apr. 14, 1827, ibid., pp. 281-82. (ᄾᆛ) Ibid.
- (3) Ibid.
- 待できないと確信を持って推測することも不可能」との軍人が陪審員をしているところでは、同じ効果が期効力を持っているが、NSW植民地のように総督指名フォーブスは、「英国法はプレスの放とうを規制する(4) Forbes to Darling, Apr. 16, 1827, ibid., p. 283.
- の Charles Throsby. の Charles Throsby.
- (4) Darling to Bathurst, May 29, 1827, HRA Ser. I,
 (4) Darling to Bathurst, May 29, 1827, HRA Ser. I,
- (4) Ibid., p. xii

- $50\overline{49}$ Sydney Gazette, May 9, 1827.
- -」同二〇〇° 行部数は一、二〇〇、『モニター』同五〇〇、『グリナ Walker, R.B., The Newspaper Press in New South Press, 1976), p. 13. Wales: 1803-1920 (Sydney: Sydney University 『ジ・オーストラリアン』の発
- 5251 Forbes to Darling, May 1, 1827, HRA Ser. I, Vol. XIII, p. 291.
- Ibid., pp. 291-92.
- 53 54 Ibid., p. 293. Ibid., p. 294.
- た」と述べている。 とされる状況に何ら考慮を加えることなど感じなかっ 限の中で提出法案を検討した限り、私は、特別に必要 主席判事は、「英国議会法によって私に与えられた制
- 56 55 Ibid.
- 57 にそれが〇・五ペニーか一ペニー---英本国の初期税 審議中に六ペンス、一シリングとの意見もあった。仮 Forbes to Darling, May 28, 1827, ibid., p. 378.
- もしれない。 額に相当 ――であったなら、フォーブスは承認したか HRA Ser. I, Vol.XIII, p. xii.
- 58 Forbes to Darling, May 28, 1827, ibid., p. 378.
- 59 Darling to Bathurst, May 30, 1827, ibid., pp. 380-

- 83.
- $\widehat{0}$ ibid., pp. 384-85. Darling to Forbes, Forbes to Darling, May 30, 1827,
- 61 Ibid., p. 392.
- 62 97. Forbes to Darling, May 31, 1827, ibid., pp. 392--

ズムへの一考察」(博士後期課程内規論文、 本稿は、「オーストラリア新聞発達史 ----植民地ジャー 昭和五十六年)の一 ナリ

部を加筆、

訂正したものである。